



Title	炭鉱労働における女性労働者の排除の正当化 : 女性労働者の坑内労働廃止をめぐって
Author(s)	岩屋, さおり
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1997, 31, p. 1-15
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/56520">https://hdl.handle.net/11094/56520</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 炭鉱労働における女性労働者の排除の正当化

— 女性労働者の坑内労働廃止をめぐる —

岩屋さおり

## はじめに

炭鉱において女性は重要な役割を果たしてきた。1890年代以降、女性炭鉱労働者が本格的に登場するようになる。1919年に国内の女性炭鉱労働者数は、過去最高の95,283人、うち坑内労働従事者は67,836人に達し<sup>1)</sup>、この年の炭鉱労働者総数348,240人に対し、女性が約3割を占めていた。

1920年代からは、女性炭鉱労働者は衰退を見せはじめた。1932年には、女性労働者及び年少労働者の深夜業と坑内労働が禁止された。この年に、国内の女性炭鉱労働者数は16,662人、うち坑内労働従事者は7,202人、福岡炭山監督局管内では13,987人、うち坑内労働従事者は6,677人までに減少した<sup>2)</sup>。1919年から1932年までに、国内の女性炭鉱労働者は、約8万人減少し、そのうち坑内労働従事者は約6万人にも及んだ。その結果、国内炭鉱労働者総数137,975人に占める女性労働者の割合は、約1割になった。

このような女性炭鉱労働者の形成、発展、衰退過程を、今日の炭鉱労働史の研究では、技術革新との関連で考察する場合がほとんどである。1890年代には、炭鉱は技術革新によって、運搬過程の機械化が進み、大規模採炭が可能になった。炭鉱技術が労務管理方式を規定するという立場をとる西成田氏の研究により、同氏の納屋制度の理解に疑問は残るものの、炭鉱の運搬過程の機械化により、採炭労働が強化され、炭鉱女性労働者が形成、

発展したことが明らかになった<sup>3)</sup>。1920年代後半から1930年代前半には更なる技術革新による採炭過程の機械化が進み、女性労働者が採炭過程で不必要となり衰退したことが、荻野・田中氏により明らかにされた<sup>4)</sup>。

また、鉱山労働者の保護を目的とした鉱夫労役扶助規則が1916年に公布・実施され、女性労働者に対し就業制限が盛り込まれた。1928年の同規則の改定で、1932年からは女性の坑内労働は禁止されることになった。女性労働者を坑内労働から排除することと、鉱夫労役扶助規則との関係においては、荻野氏は、この規則を女性労働者の坑内労働排除の法的根拠とし、西成田氏はベルサイユ体制下の政策的要因と位置づける点が異なっている。

採炭過程の機械化により労働需要が減少し、労働者が不必要になるという点は筆者も同意する。ここで指摘しておきたいのは、これまでの研究においては、余剰労働力として女性労働者が排除されることが、自明のこととなっているということである。女性労働者に対する「保護」されるべきという先入観が、なぜ女性が排除されねばならなかったか、という点を明らかにすることを阻害してきた。

また、西成田氏を初めとして、女性労働者の坑内労働からの排除は、炭鉱によって、失業した女性に副業が斡旋されたために、スムーズに実行されたと理解されているが、この理解も同様な理由により、疑問が残る。

納屋制度の解体過程や解体後の、技術革新と鉱夫統合の関係が、戦間期研究で行われており、そこでは炭鉱経営者による従業員団体の設立や、教化、協調組織、福利施設等が注目されるようになった。

荻野氏は実証により、多くの事実を発掘した<sup>5)</sup>。従業員団体については鉱夫統合の役割を担ったとするが、教化・協調組織、福利施設などについては、鉱夫統合の一環として紹介されるのみで、それらが鉱夫統合において、どのような役割を担ったかについては論じられない。

市原氏は、炭鉱労働者たちの取り結んだ関係の性格を問う視角を導入し、

この点を克服した。炭鉱労働者たちの社会や文化のあり方を積極的に評価することで、従業員団体が鉱夫とその家族の生活にまで浸透して、炭鉱労働者の行動様式や生活慣習を変化させ、採炭過程の技術革新後の、経営秩序に適合的な鉱夫の「従業員化」がなされる過程と、炭鉱労働者とその家族が年齢とジェンダーを基準に従業員団体に組織化されたことを明らかにした<sup>6)</sup>。同氏は男性労働者を中心として考察し、男性労働者の家族についても男性労働者に代表させて論をすすめているために、女性炭鉱労働者から男性炭鉱労働者の妻へと変化を強いられた、女性に対する考察がなされていない。そのために、採炭過程の技術革新後、つまり女性労働者の坑内労働廃止後に、炭鉱労働者であった女性労働者と炭鉱社会の再編過程との関連が見過ごされ、また再編後の炭鉱での役割が軽視されることになった。

従来、炭鉱労働者の就労形態は夫婦や親子を単位とする家族就労が前提とされていた。そのような形態をとる炭鉱労働の中で、女性労働者はどのような位置に置かれていたのかを検証し、断絶していた女性炭鉱労働者と鉱夫の妻を連続してとらえることで、女性炭鉱労働者の「保護」がいつ・どのように正当化され、女性労働者の坑内労働廃止がすすめられていったのかを、そして女性労働者の坑内労働禁止以後、再編された炭鉱での女性の役割がどういうものだったかを、明らかにすることが本論の目的である。炭鉱の技術的側面や経済的側面からの分析を念頭に置きつつも、女性労働者の坑内労働廃止をめぐる言説を中心に、女性労働者比率の高い筑豊地方の炭鉱を対象として分析をする。時代は1910年代から1930年代を対象としている。

## 1 1920年代前半の炭鉱における女性労働者の位置

### 1-1 実績ある女性労働者とその補助的役割

1916年に公布、実施された鉱夫労役扶助規則には、いくつかの項目につ

いては実施猶予期間がもうけられた。その実施猶予期間終了に際して、筑豊石炭鉱業組合<sup>7)</sup> は対象となっていた項目の改定を要求するために、農商務大臣への上申書を作成する。以下はその上申書中、女性労働者に対する規制<sup>8)</sup> について述べられた部分である。「筑豊各炭鉱ニ於ケル鉱夫ノ手子即チ後山ハ専ラ女子ニシテ、多クハ其先山ト親子・夫婦又ハ兄弟等親族関係ヲ有シ、常ニ好シテ共同作業ニ従事シ、之レヲ分離スルコトヲ得サル事情アルヲ以テ、幼者及女子ニ限り適用セラルヘキ本条ノ轉換法ハ畢竟坑夫全般ニ適用セラル、事トナリ、其影響ノ甚大ナル痛心ニ堪ヘズ。」<sup>9)</sup> 当時の筑豊地方の炭坑では、家族を中心とした就労形態を取っており、採炭現場では男女の共同作業が行われていたために、女性の就労を制限することは、同時に男性も制限することとなり、男性と女性とに別の規則を適用するということは、全く考えられないことであった。

1919年10月から第1回ILO総会が開催されることになり、国内では総会に向けて議事草案の準備が進められていた。この時期より、女性労働者及び年少労働者の深夜業の禁止問題に、筑豊石炭鉱業組合も専門の委員会を設置して、取り組み始めるようになる<sup>10)</sup>。

筑豊石炭鉱業組合では<sup>11)</sup> 1920年10月に、女性労働者及び年少労働者の深夜業禁止に反対する主旨の、農商務大臣に提出する上申書の内容を決議している。筑豊石炭鉱業組合は、炭鉱における女性労働者は「家族共稼ノ慣習ニシテ其ノ実績誠ニ見ルヘキモノアリ」、「産業上軽視スヘカラス」<sup>12)</sup> と評価する。この立場は貫かれ、1923年2月3日、筑豊地方の主な炭鉱経営者による、女性労働者及び年少労働者の深夜業と坑内労働の禁止に関する会議がもたれたが<sup>13)</sup>、ここでも、女性労働者については、「家族的業務(なので)<sup>14)</sup> 分離困難」、「(他の鉱夫と)密接不可分」と従来の慣習的な労働形態の一構成員として評価する。この会議では、女性労働者の役割についても言及されており「(男性労働者の)補助」、「助手」、「従属的地位」

と、採炭の運搬過程で必要不可欠な労働を行っているにもかかわらず、補助的・従属的な作業として認識されている。このような認識は、作業現場でも同様であった<sup>15)</sup>。しかも、女性労働者の坑内作業は、「危険ナラス」、「(作業は)容易」、「僅少ノ労力ニテ足ル」、「正味労働時間モ誠ニ少ナク」<sup>16)</sup> というように、危険で、厳しい作業と考えられていたわけではなく、むしろ軽微な作業と考えられていた。

女性労働者の坑内労働禁止に対する強力な反対意見の1つに、鉱夫の「風紀」を乱すというものがあつた。夫婦が一緒に仕事に従事せず、「保護鉱夫<sup>17)</sup>ノミヲ坑外住宅ニ置キ(男性労働者が)入坑スルトキハ監督行ハレス風紀上面白カラサル結果ヲ生ス」<sup>18)</sup>るのである。その状態を男性労働者が嫌がるので「怠業者ノ増加」もありうるとされた。先に指摘した労働の場での男性の監督権と同様に生活の部分でも夫が妻を監督すべきという傾向が見られ、それは女性労働者の深夜業や坑内労働を禁止すると、納屋における監督者が不在となり風紀が乱れるという発想になつた。

## 1-2 女性労働者の坑内労働禁止の論理と反対運動

1924年3月18～20日に、鉱山代表、農商務省磯谷事務官、社会局北岡事務官、西田鉱務署長によって、協議会が開かれている。議題には「保護鉱夫ノ坑内作業禁止問題ト扶助規則改正ノ件」があがつた<sup>19)</sup>。社会局側は、(1)諸外国が禁止しており、(2)母性保護という観点から健康上の問題がある、(3)既婚女性の天職は子供の養育であると、坑内労働を禁止する必要性を主張し、鉱山代表からは、(1)国情が違うのであるから、外国に追従する必要はない、(2)健康上の問題は明らかではない、(3)現在でも苦境にある石炭鉱業を窮地に追い込むと反論がなされている。

この会議をうけて、筑豊石炭鉱業組合は、女性労働者坑内労働禁止反対運動の論拠とする調査のための調査事項案<sup>20)</sup>を作成している。女性労働

者の坑内労働禁止にともなう問題については、「女子ノ后山ノ坑内作業禁止理由」として、「保健母性保護、風紀、能率、各国ノ立法及実情ト吾国トノ比較」の4つに分類されている。「保健母性保護」の項目では、「生理的」問題として、「非衛生、危険、過激勞務ト心身ニ及ボス影響ノ深夜除ク坑内作業必ズシモ不可ナラズトノ反対論ノ理由ト其ノ反駁ノ特ニ紡績女工トノ比較」、「家庭的」問題として「家政・育児トノ関係ノ特ニ彼女ニヨリテ得タル収入ノ消費状態」をあげる。

これ以降、「保健・母性保護」の観点が導入され、女性労働者の坑内労働禁止理由の1つとして、認識されるようになったと考えられる。

実際には、上記の調査は行われず、「保護鉱夫ノ深夜業禁止及同鉱夫入坑禁止問題ニ付中島社会局参与ノ希望ニ沿フベク組合常議員関係炭山ニ於テ調査スベキ事項案」<sup>21)</sup>に示された調査項目が反映され、筑豊石炭鉱業組合は1924年6月「鉱山労働調査」<sup>22)</sup>をまとめる。筑豊石炭鉱業組合に所属する主な炭鉱が調査の対象となった。調査項目は、深夜業と坑内労働が同時に禁止される場合と、深夜業が禁止される場合の(1)当時の出炭量を維持するために必要な稼働者数の増減、(2)出炭量1トンあたりの経費の増加額、(3)坑内設備の機械化に必要な起業拡張費用である。加えて、解雇する際の退職金等の諸経費も調査された<sup>23)</sup>。

この調査の結果、1924年5月頃の主要炭鉱の女性労働者数は23,011人、男性労働者47,927人と女性が全体の約3割強を占めている。坑内労働と深夜業が同時に実施された場合に解雇される女性労働者数は16,677人で、これは女性労働者全体の7割強に上る<sup>24)</sup>。女性労働者の深夜業と坑内労働禁止による失業するであろう女性労働者数の多さ、経費増大が切実に受けとめられることになった。この調査では、経費を計算する際に、女性の稼働率や能率が低く見積もられた。住友合資会社若松炭業所では女性の稼働率を66%、男性の稼働率を90%としている<sup>25)</sup>。

1920年代前半までは、炭鉱における女性労働者は、家族就労形態では不可欠であることが認められ、実績が評価されていた。しかし彼女らの作業は、あくまでも「補助的」なものとして、だからこそ、男性労働者と一体で必要とされた。労働の場であれ、生活の場であれ、夫は監督的な立場にあるとされ、その観点から女性労働者の坑内労働の禁止は「風紀」面の問題が生じると考えられていた。女性労働者の坑内労働禁止について議論がなされる中で、「母性保護」の概念が炭鉱経営者側にも、導入されていくことになった。そして、女性労働者の坑内労働禁止の反論のために行った調査で、女性労働者の影響力の大きさを知る一方、女性は低稼働率と低賃金ゆえに、男性労働者が代替するに値しないという主張が、女性労働者の坑内労働を存続させる根拠とされたことである。これは女性労働者の坑内労働からの排除の論理に利用されることになる。

## 2 女性労働者の坑内労働からの排除と新しい役割

### 2-1 坑内労働に不適格な女性労働者の出現

1920年代後半は、技術革新により、大手炭鉱で坑内作業の機械化の見通しが立った時期でもあった。同時に労働力需要が減り、人員削減による経営合理化が可能になった時期でもある。

鉱山労働事情調査会<sup>26)</sup>の報告書によると、男性労働者の補助としての必要性を強調されていた女性労働者は、一転して、「現時先山ハ女子後山ノ補助ノタメ相当時間ヤ労力トヲ奪ワル、男子ノミトナラバ先山ノ能率モ向上」<sup>27)</sup>すると評価されることになった。女性労働者は「出勤率ノ悪イ・能率ノ悪イ女子」とされ、「女子は使はない方が能率上宜しい、不経済である」と指摘されるにいたったのである<sup>28)</sup>。女性労働者の能率の低さは「之ヲ数字的ニ断定スルコトヲ得ザルモ」<sup>29)</sup>と、あくまでも推論に頼りながらも、女性が労働者として不適当な存在であることが主張された。



家族就労形態を必要としなくなった炭鉱では、慣習的とされてきた家族就労形態は、「夫婦共稼ギノ昼夜継続作業ト云フモノハ鉱夫ノ健康トカ能率・出勤率トカ云フモノノ上ニ種々不良ノ結果ヲ呈シテ居ル」<sup>30)</sup>と評価されるようになった。そして、「必シモ凡テ夫婦又ハ家族ニテ一組ヲ形成スルモノニ非ズシテ男子ノミノ組合セ相當多ク之等ノ事例ニ徹スルニ少シク訓練ニ意ヲ用」<sup>31)</sup>いたり、「設備ヲ改善シテ作業ノ集中ヲ計ルナラバ、能率ノ増進トナツテ産業上ノ利益モ期待出来ル」<sup>32)</sup>、と考えられるようになった。

炭鉱経営者は、「女子ヲ坑内ト云フガ如キ危険ナ災害ノ多イ不衛生ナ所ニ労働サセルトイフコトハ人道上、衛生上遺憾ナル」<sup>33)</sup>と、考えるようになった。作業現場が女性に不適当とされたことで、女性労働者の坑内労働からの排除は決定的となっていく。

## 2-2 女性労働者から男性炭鉱労働者の妻へ

失業した女性労働者は炭鉱に、それまでとは違った側面でかかわることになる。男性労働者の能力の向上に対して、妻として貢献しなければならなくなった。すなわち「若シ女子ガ家庭ニアリテ家事家政ヲ担当ストセバ男子ハ女子ニ制セラルルコトナク専心労働ニ従事スルコトヲ得ベク、此ノ点ヨリ相当出勤率ノ増加ヲ期待スルコトヲ得ベシ」<sup>34)</sup>、「小児ノ保育ヲ全ウスルノ利アルノミナラズ、産業上ノ見地ヨリ之ヲ見ルトキハ、鉱夫ノ能率ノ増進、欠勤ノ減少、勤続年限ノ延長等ノ効果アリ」<sup>35)</sup>といった役割が期待される。

女性労働者の坑内労働廃止にともなって、女性の収入源の喪失と家計の困窮が、問題とされた。同時代の他の女性の職業と比較すると、坑内労働は高収入を得られる職業であった<sup>36)</sup>。そのため、「他ニ之ト同等ノ収入アル職業ヲ求ムルコト容易ナラズ」<sup>37)</sup>という状況であった。しかも「彼等ノ

大部分ハ鉱夫ノ家族タルヲ以テ、炭鉱附近ニ職ヲ求ムルノ外ナク」という、事情を抱えていた。「鉱夫ノ家族ノ内職ハ平均一日三十銭ニ過ギズ、而モ炭鉱ニ於テ相当ノ周旋ヲ為サザレバ、斯カル内職モ困難ナルヲ以テ彼等ノ家庭ハ其ノ重大ナル収入ヲ失フ。」と認識されていた。女性が坑内労働をやめて、家事・育児に専念するようになると、「家政ニ当ルニ於テハ家政費育児費ニ相当ノ節約ヲナスコトヲ得ベク、又男ノ出勤日数ヲ増加スルニ至ルベク、之ニ依リテ幾分収入ノ減少ヲ補充スルコトヲ得ベキ」とする。事実上は、「節約ト増収トヲ以テシテモ女子鉱夫ノ収入ヲ償フヲ得ズ、男鉱夫ニ対シテ相当ノ賃金値上ゲヲ為スニ非ザル限り経済上困難ニ陥ル結果トナル。」と、当時においても理解されていた。

しかし、男性労働者の賃金は女性労働者の失業分を補うほどには増加しなかった<sup>38)</sup>。失業対策、減収対策としての炭鉱経営者の副業の斡旋は、「女子坑内入坑禁止に伴ふ失業者の救済、且女子をして徒食遊惰の弊風を避けしめ、勤儉力行の美風を涵養し経済上、思想上健全なる発達を期せんとするものなり」<sup>39)</sup> という主旨で実行された炭鉱もあった。また、「副業に依り親しみを生じ応て男子の移動を減少する」<sup>40)</sup> ためであったと考えられる。当然、副業として斡旋された内職からは、僅かな収入しか得られず、その内職に就くことさえも困難であった<sup>41)</sup>。

子供の養育は女性が行うべきだと考えられるようになり、女性労働者の坑内労働廃止にともない、託児所が廃止された。1930年9月に三井山野が、1931年3月に貝島炭鉱が、各坑にあった託児所を閉鎖している<sup>42)</sup>。その理由は「炭況の極度の不振による従業員の大整理と経費大削減の影響によるもの」<sup>43)</sup> とされた。

女性は坑内労働から排除され失業したが、実際には専業主婦になった者は少なく<sup>44)</sup>、炭鉱斡旋の副業やその他の仕事を持ちながら、託児施設の廃止によって、子供の養育の負担が、炭鉱労働者自身に、特に女性におわ

されるようになっていった。

1928年には、鉱夫労役扶助規則が改定公布され、女性労働者の深夜業・坑内労働禁止を盛り込んだ内容になった。炭鉱の坑内作業の機械化が進み、生産体系が再編された際に、家族就労形態が終焉をむかえ、女性労働者と男性労働者のあり方が変化していった。共同採炭制の導入にともない、新しい労務管理体制がひかれ、新しい質の炭鉱労働者へ男性が変化していくときに、坑内労働には、男性労働者や機械が能率的であるという理論ができあがった。一方で、炭鉱は女性労働者にとっては不適當な職場であると考えられ、女性は能率が低く、労働者としては不適當とされていった。そして女性労働者には、変化すべき男性労働者をより新しい労働環境の中に適応させる役割が与えられ、さらに、以前の炭鉱の持っていた様々な機能の一端を、炭鉱労働者ではなくなった女性が肩代わりするようになる。それは、生活面における男性労働者の管理であったり、子供の養育であったりした。炭鉱幹旋の副業は新しい炭鉱社会の女性の役割を定着させるものであった。女性の失業とそれともなう収入の減少には根本的な解決は図られないままだったが、その女性に付与された新しい役割を全面に出した理論では、労働者の家庭で解決すべき問題とされてしまったのである。

## おわりに

炭鉱において、女性労働者に対する「保護」概念が登場してくるのは、炭鉱経営者と社会局とが、女性労働者の坑内労働禁止について折衝を繰り返す、1920年代半ばからであるといえる。女性労働の登場以降、男性と女性とが共に労働し、また労働と生活とが一体であった炭鉱では、女性は労働者として高く評価されていた。しかし、1920年代後半から1932年までに女性労働者が坑内労働から排除される過程で、その評価は、逆転した。男

性労働者の補助的な労働とされ、そのために必要不可欠とされた女性労働者は、技術革新後は、補助的作業ゆえに不必要とされた。そこには、理論的根拠はなかった。技術革新により労働需要が減少した際には、女性の坑内労働従事者が多く解雇された。女性は「保護」すべき対象として坑内は不適当であるということ、女性の労働が補助的であるということが、女性労働者を排除するための理由として利用された。そして、女性労働者に対する「保護」の必要性を説く理論は、そのまま、女性労働者の坑内労働廃止後の、炭鉱での役割を押しつける理論として使われた。

坑内労働廃止後も、女性は炭鉱とは無縁になったわけではなかった。従来女性を組み込んできた炭鉱社会は、今度は女性に労働ではなく、家庭において労働を支えるという新しい役割を与えたのである。

このように見てくると、女性労働者は、「保護」を目的に坑内労働を禁止されたわけではなく、1920年代後半に始まった採炭過程の技術革新と、それともなう生産体系の再編、経営合理化によって、労働者を以前ほど必要としなくなった結果、女性は「保護」されるべきであるという論理が利用されて、不必要な労働者を女性に当てはめていく作業が行われたといえる。

最後に、女性労働者の坑内労働禁止問題については、労働運動や女性解放運動の中で取り組みがなされているが、それについては別稿を用意する予定である。

本稿作成にあたり、九州大学石炭研究センター、宮田町石炭記念館に大変お世話になった。心から御礼を申し上げる。

#### 注

- 1) 1919年の炭鉱労働者数は『本邦鉱業の趨勢』大正8年版による。

- 2) 1932年の炭鉱労働者数は『本邦鉱業の趨勢』昭和7年版による。
- 3) 女性炭鉱労働者の統計資料は1914年以降しか存在しない。西成田豊「石炭鉱業の技術革新と女子労働」中村政則編『技術革新と女子労働』1985年、国際連合大学、72～73ページ。
- 4) 田中直樹・荻野喜弘「保護鉱夫問題と採炭機構の合理化——鉱夫労役扶助規則を中心にして」『日本大学生産工学部報告』11-1（1976年6月）、11～68ページ。
- 5) 荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』九州大学出版会、1993年。
- 6) 市原博『炭鉱の労働社会史——日本の伝統的労働・社会秩序と管理——』多賀出版、1997年。
- 7) 筑豊地方を中心とした、大手炭鉱主導の経営者団体。1893年に結成され、1934年からは中小炭鉱が離脱し、筑豊石炭鉱業会となる。
- 8) 女性労働者の坑内労働禁止問題は、1919年に深夜業禁止問題として登場した。対象とされたのは女性労働者と年少労働者であった。深夜時間帯の坑内労働が禁止の対象として考えられ、反対運動が展開する。1924年になり、「坑内深夜業ノミ禁止ハ実際問題トシテ不要」とされ、女性労働者の坑内労働禁止が独立して扱われるようになる。深夜業や年少労働者のことは念頭に置きつつも、本論では、女性の「保護」の問題を考えていくために、特に女性労働者の坑内労働禁止問題を取り上げることにする。
- 9) 「大正七年五月廿三日常議員会（鉱夫労役扶助規則中改正希望事項）」『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合（二）』1989年。以下、史料中の旧字体は新字体に改めていることを、お断りしておく。
- 10) 「這般米國華府ニ於テ開催セラレタル國際労働會議中婦人ニ對スル夜業禁止ノ項アリ。大正十一年七月ヨリ実施セラル、管ナルカ、組合各坑ニ使役スル坑内後山・選炭婦等至大ノ關係アリ。慎重研究ヲ要スルノミナラス廣ク労働問題ノ全部ニ亘ル研究、又國際労働會議ノ結果法規ノ改正等ニ際シ組合ニ於テ委員会ヲ組織シ、法規ノ改正等ニ當リテハ炭坑ノ實際ニ適應スル如ク進ンデ当局ニ参考トシテ建議スルコト必要ナル」 「大正八年九月廿七日常議員会（労働問題ニ関スル件）」『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合（二）』1989年。
- 11) 「大正九年十月五日臨時常議員会（一、婦人ノ夜業禁止条項実施ノ延期ニ関スル件）」『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合（二）』1989年。
- 12) 鉱夫労役扶助規則中改正希望事項』『庶務事跡 二冊内 大正九年』

- (筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 13) 「大正十二年貳月参日常議委員会決議」(議事録の抄と考えられる)『庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 14) ( )内は、筆者の補足・注、以下同じ。
  - 15) 作業現場でも、「先山さんは主なことだけ考えて、これはこうせにゃいかんちゅうことを、先山さんが箇所を見ていって決めるわけ。こうせい、ああせいち指図して」という、状況だった。「宮田澄子さん1920年代後半の話」1995年8月19日、筆者記録。
  - 16) 「大正十二年貳月参日常議委員会決議」(議事録の抄と考えられる)『庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 17) 女性労働者と年少労働者のことをさす。
  - 18) 「大正十二年貳月参日常議委員会決議」「庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査」(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 19) 「大正十三年三月廿五日組合定時総会決議録」『福岡県史 近代史料編 筑豊石炭鉱業組合(一)』1987年、「大正十三年三月 鉱務署諮問会報告 石渡信太郎」と題された1924年3月25日組合定時総会での報告、協議会の内容はこれによる。
  - 20) 「保護鉱夫(女子)坑内作業禁止問題調査項目案(橋本和案)」(1924年3月～4月に作成されたと思われる)。「庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査」(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 21) 「庶務事跡 四冊内 大正十三年(鉱山労働調査)」(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 22) 筑豊石炭鉱業組合が石渡信太郎が中心となってまとめ、社会局に提出するための意見書、1924年7月20日付け「保護鉱夫就業制限ノ筑豊石炭鉱業ニ及ボス影響」のもとになる調査である。
  - 23) 「保護鉱夫ノ深夜業及入坑禁止ニ関スル調査事項」。「庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査」(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
  - 24) 各炭鉱の調査結果をまとめた手書きの表『庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大

学石炭研究資料センター蔵。

- 25) 「大正十三年六月二十六日保護鉱夫ノ深夜業及入坑禁止ニ関スル調査事項」『庶務事跡 四冊内 大正十三年 鉱山労働調査』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 26) 鉱山労働調査会は、日本の主な鉱山の代表者と社会局とからなり、大手の炭鉱の意見が反映されるようになっていた。報告書とは『鉱業労働事情ニ関スル調査(未定稿)(代筆写)』をさす。荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』九州大学出版会、1993年、283～287ページに詳しい。
- 27) 「鉱業労働事情調査報告書案説明 昭和三年二月九日委員会ニ於テ労働部長」『庶務事跡 四冊内 昭和三年』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 28) 社会局監督課長北岡壽逸「改正鉱夫労役扶助規則の実施に就て」『石炭時報』第8巻第7号、1933年7月、1928年当時を回顧したもの。
- 29) 「鉱業労働事情調査報告書案説明 昭和三年二月九日委員会ニ於テ労働部長」『庶務事跡 四冊内 昭和三年』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 30) 「鉱業労働事情調査報告書案説明 昭和三年二月九日委員会ニ於テ労働部長」『庶務事跡 四冊内 昭和三年』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 31) 『鉱業労働事情ニ関スル調査(未定稿)(代筆写)』1928年、25ページ。
- 32) 「鉱業労働事情調査報告書案説明 昭和三年二月九日委員会ニ於テ労働部長」『庶務事跡 四冊内 昭和三年』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 33) 「鉱業労働事情調査報告書案説明 昭和三年二月九日委員会ニ於テ労働部長」『庶務事跡 四冊内 昭和三年』(筑豊石炭鉱業組合) マイクロフィルム、九州大学石炭研究資料センター蔵。
- 34) 『鉱業労働事情ニ関スル調査(未定稿)(代筆写)』1928年、23ページ。
- 35) 『鉱業労働事情ニ関スル調査(未定稿)(代筆写)』1928年、2ページ。
- 36) 西成田豊「石炭鉱業の技術革新と女子労働」、中村政則編『技術革新と女子労働』国際連合大学、1985年、85ページ。
- 37) 以下、この段落の引用部分は、『鉱業労働事情ニ関スル調査(未定稿)(代筆写)』1928年、26～27ページによる。
- 38) 福岡鉱山監督局管内の炭鉱労働者1日平均賃金。1928年の採炭夫男1.83円、後山女1.29円。1930年の採炭夫男1.81円、後山女1.50円。1932年採炭夫男1.47円、後山女0.98円。1934年採炭夫男1.74円(後山女

1.15円)。

- 39) 「七〇年誌草稿 河野初稿」貝島資料。
- 40) 「太陽を仰いだ女 暗の地底から追はれた女坑夫の生命」『福岡日々新聞』1933年11月26日。
- 41) 炭鉱幹旋の内職については、拙稿「筑豊地方における女性炭鉱労働者の労働と生活 — 女性坑内労働禁止措置をめぐる —」（1995年度修士論文）を参照。
- 42) 筑豊石炭鉱業史年表編纂委員会『筑豊石炭鉱業史年表』田川郷土研究会、1973年。
- 43) 『七〇年誌草稿 河野初稿』、貝島資料。
- 44) 女性の坑内労働廃止により、大手炭鉱を辞めざるをえなかった女性労働者は、中小炭鉱へ移動していったものもいた。拙稿「日本近現代の石炭鉱業における女性労働者」（1992年度卒業論文）。また、炭鉱に残りながらも、土木作業に従事したものもいた。拙稿「筑豊地方における女性炭鉱労働者の労働と生活 — 女性坑内労働禁止措置をめぐる —」（1995年度修士論文）。

(大学院後期課程学生)